

県南広域振興局長告示第 27 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、猿ヶ石北部土地改良区（花巻市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成 19 年 2 月 27 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

理事

大 石 満 雄 花巻市大畑第 1 地割 41 番地 1